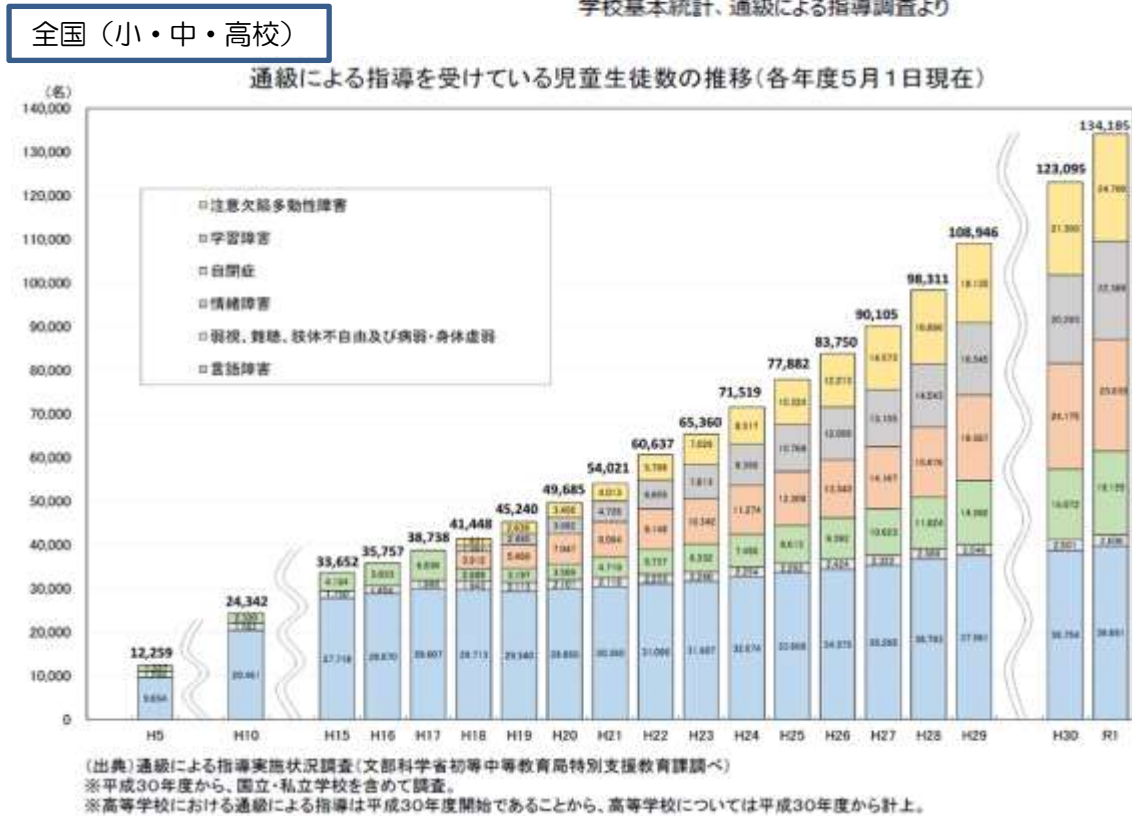
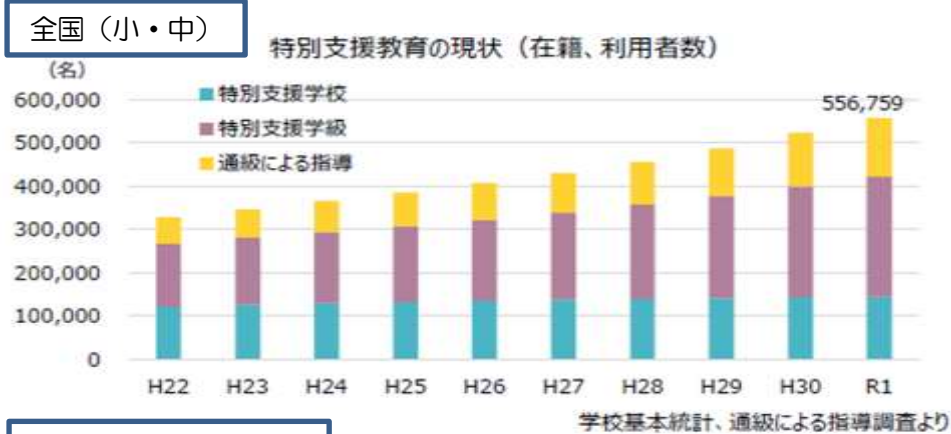


高校における特別支援教育等について

1 特別な支援を要する生徒への教育体制

(1) 現状等



(2) 本県の取組状況

① 特別支援教育体制等

- ・ 特別支援教育コーディネーターの指名による校内研修等の充実
- ・ 特別支援学校と連携した教育活動、研修
- ・ 特別支援学校との人事交流

② 通級による指導

- ・ 通級による指導の導入
 北斗高校（H30～）、八戸中央高校（R2～）、尾上総合高校（R3～）

※ 取組状況を踏まえ、第2期実施計画期間において拡充等の検討

(3) 国の動向（文部科学省資料より）

インクルーシブな学校運営モデル事業（令和6年度概算要求）

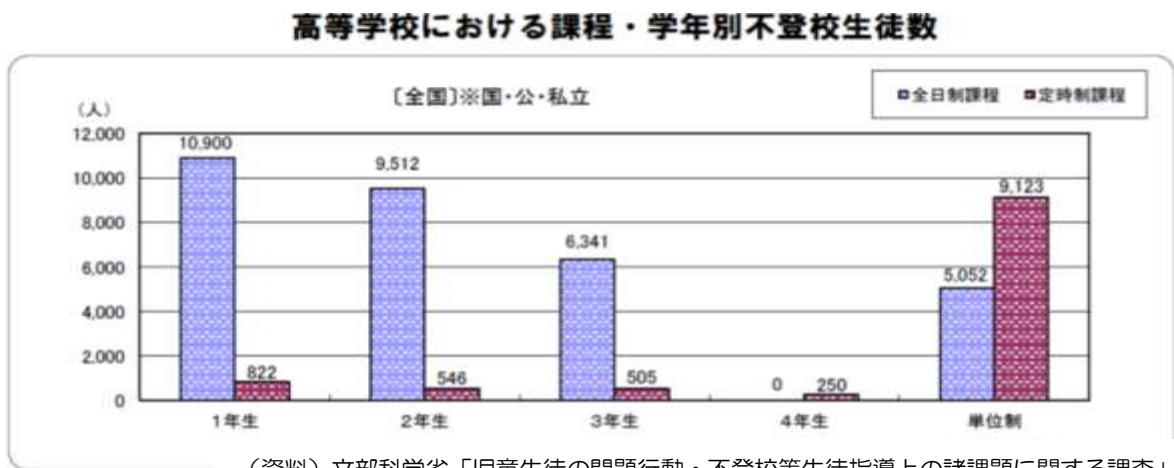
障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、特別支援学校と小中高校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築

2 様々な悩みを抱える生徒や家庭環境に複雑な事情を抱える生徒、不登校生徒等への支援

(1) 現状等



（資料）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（R2）



（資料）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（R2）

(2) 本県の取組状況

① 支援体制の充実

- ・ 医療・関係機関と連携した教育相談等
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門スタッフの配置

② 定時制・通信制課程における教育環境の充実

- ・ スクールライフサポーター等専門スタッフの配置（定時制）
- ・ ICTを活用した時間や場所の制約を超えた学習・相談体制の構築（通信制）
- ・ 後期入学や年度中途からの転入学・編入学の実施（幅広い学びの機会の提供）（通信制）

(3) 国の動向等（文部科学省資料や報道内容より）

① 学びの多様化学校（不登校特例校）の設置推進

不登校生徒に配慮して指導内容や授業時間を柔軟に決められる学校の設置。令和5年度～令和9年度までに全都道府県・全指定市に1校以上、将来的には300校を目指す。（R5.6.11閣議決定「新たな教育振興基本計画」）

② 不登校生徒に対する遠隔授業（文部科学省において来春省令改正予定）

- ・ 不登校の生徒は自宅で同時双方向の遠隔授業を受けた場合、36単位を上限に単位取得を認める。
- ・ 授業動画を視聴してレポートなどを提出する通信教育も、不登校の生徒は遠隔の単位に含むことができる。

3 日本語指導体制の充実

(1) 国の動向（文部科学省資料より）

この10年で、小・中・高校における日本語指導が必要な児童生徒数（令和3年：5.8万人（約1.8倍）及びそれ以外の国内の日本語学習者数（令和4年：22万人（約1.6倍））は増加傾向。令和5年度以降、高度人材向けの新たな在留資格の創設や特定技能の対象分野拡大が実施・予定されており、在留外国人の更なる増加が見込まれる。

(2) 本県の取組状況

- ・ AOMOR I 多文化共生推進事業（小・中・高校）

外国につながりがある子どもの日本語指導体制の確保・充実に努めるため、県内関係機関と連携し、日本語支援プログラムを実施する。